組織



特別区人事委員会勧告後の区長会要請行動 10月12日

しています。

つつ、特別区職員の実態を踏まえて検討」と

昨年に引続き、地方公務員の労働条件(給

とし、「国や他の地方自治体の動向を注視し の活用による組織活力の維持・向上が必要」 上げに伴う定年延長については、「高齢職員 の給与見直しについては、言及されませんで

国の人事院勧告で出されていた50代後半層

した。また、公的年金の支給開始年齢の引き

各支部から いを積み上げよう!

が一丸となりガンバロウ!

とを決意します。要求実現に向け、

全組合員

賃金確定交渉を全力で取り込むこ

撥ね返し、

ないなか、 与) を巡り、

わが組合は不当な賃金削減攻撃を

てきました。

な対応を図り、

総務省が依然厳しい姿勢を崩さ

また技能系任用制度の改善要求実

現業(業務)系人事・任用 を行い、「『平成22年度』 3月10日、第1回団体交渉 な要求を勧告に反映するた め、特別区長会に対しては、 わが組合は組合員の切実 提出し、任用制度及び賃金 制度の改善を強く求めまし 賃金制度 改善要求書」を 改善について4項目、 た。賃金制度要求の改善に ついて8項目、任用制度の あわ を求めています。

状況を理由に基本的な考え

内容が多く、中立・公平な

区長会からは景気の低迷、

わが組合の要求に対し、

税収減等の財政の危機的な

か 態 特

えた勧告を出すように『要 請書』を提出し、 職場実態や生活実態を踏ま しました。また、3月18日 せて12項目について要求を 特別区人事委員会へ 申し入れ

難性、 の実態を十分に踏まえ、 清掃事業の持つ特殊性や困 定にあたっては、 この間わが組合は賃金改 年々多様化する職務 特別区の 自 \boxtimes

院勧告の動向を勘案し、年間で0・2ヶ月削 **手当については、同様に民間支給状況、人事**

15月分を3・95月分)という年

るとして、公民較差1、259円(0・30%)を

職員給与が民間給与を上回ってい

しました。

会と議長会に対して、月例給・一

時金を勧告 特別区区長

を行いました。

特別区人事委員会は10月12日、

解消するための月例給の引下げ、

期末・勤勉

を構築すべきと強く求めて 政の先頭に立って住民サー きました。 信と誇りを持てる賃金制度 ビスに従事する職員が、 任用制度の改善要求につ 当 料 1 30

%から本則の18%に引き上げ、引き上げ分と また地域手当の支給割合については現行の17 間4月分を下回る厳しい勧告になっています。

給料月額を引き下げるとしていま

いては、統括技能長・技能 あり方について改善を求め たせ、選考方法及び区間交 行の各区選考に柔軟性を持 長選考について、 流を活用するなどの制度的 じる事態が生じており、現 昇任選考の 欠員が生 げ引 現 2 10 つついて 高齢者の活用」(定年延 また、報告(意見)では 分と同率程度引き下げ。 上げ、給料月額を引き上 行の17%から本則18%に 万8千円減となる。 職員の平均年間給与は約 地域手当の支給割合を、

かわらず、現場の第一線で とを訴え、職責の有無にか 頼関係で成り立っているこ の知識と経験、区民との信 員の努力が給与処遇に反映 職務に精励する多くの組合 また、清掃の職場は長年 討 別 体 要 以上が勧告の概要の一部 」としています。 区職員の実態を踏まえ検 の動向を注視しつつ、特 |「国や他の地方公共団 活力の維持・向上が必 高齢職員の活用による組

りか、国等の勧告に追随 を全く考慮していないば 別区職員の厳しい生活実 告は、首都圏で生活する 今回の特別区人事委員会 まで全力で闘いましょう。 集し、各支部、地連、本部 体交渉を予定しています。 体となり、確定闘争勝利 組合員一人一人の力を結

に代わる新たな制度の確立 されるよう、級格付け制度

で

ん 答 で でした。 は示されませ 、具体的な回 を示すのみ

座り込み行動

ま る 度 日 で 勧告を行ない 賃金等に関わ 員会は10月12 そうした中 2 0 1 0 年 特別区人事

2009年11月16日

0 ·2月分) から3・95月に引下げ(△ ・勤勉手当を現行4・15 表の引下げ改定、期末手 %)を解消するため、給 $\triangle 1 \cdot 259 \boxminus$ 公民較差

> ・主体性に欠けるもので 第三者機関としての自立性

す。 格付け制度がなくなるな か、人事・任用に関わる諸 年度「23年度」で現在の級 進が勝ち取れました。今期 障額表から業務職給料表へ 金の諸要求はもとより、来 の切替えがされ、一定の前 賃金確定闘争は給与・一時 昨年の確定闘争では、

ジに掲載) し、20日に確定に向けた具 組み等は19日に予定してい 要求課題、闘争方針、様々な取 請を行いました。(4ペー あります。勧告後わが組合 要求実現に向けた闘いでも 体的な要求を突きつける団 る第1回中央委員会で確認 は、直ちに区長会に対し要 10賃金確定闘争に向けた

二、われわれは労働者階級の解放と民主主義日本を 一、われわれは労働の社会的意義を顕揚し、 諸条件を確保し、社会的地位の向上を期す。 、われわれは健全なる自主的組織を確立し、 生活

京 清 働 組 合

編 集 教 宣 坂本

建設し、世界平和に貢献せんことを期す

千代田区飯田橋3-9-3 (3237)9995

> 部 長

わが組合の綱領